

第4号議案

第12回通常総会の招集及び開催について

(案)

業務規程の一部変更、2020年度の事業報告及び決算報告等について 審議するため、定款第17条第2項の規定に基づき第12回通常総会を、以下のとおり、招集、開催する。

(1) 開催日時

2021年6月8日(火) 午前10時30分開始

(2) 開催場所

電力広域的運営推進機関 会議室
(東京都江東区豊洲六丁目2番15号)

(3) 目的事項

<決議事項>

- 第1号議案 業務規程一部変更の件
- 第2号議案 2020年度事業報告の件
- 第3号議案 2020年度決算報告の件
- 第4号議案 役員退任後における本機関の中立性確保の件
- 第5号議案 役員選任の件
- 第6号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

<報告事項>

- (1) 送配電等業務指針一部変更の件
- (2) 監査報告の件

(4) 招集通知の発送及びウェブ公表予定日

2021年5月20日 招集ご通知(別紙)

以 上

【添付資料】

別紙：第12回通常総会招集ご通知

別紙

第12回通常総会 招集ご通知

2021年5月20日

電力広域的運営推進機関

2021年5月20日

会 員 各 位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理 事 長 大 山 力

第12回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本機関の第12回通常総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今回の開催に際しまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会会場に人が集まる形式を避けて開催したく、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

他方、総会は会員の皆様に対して、本機関の活動についてお時間をいただき説明をさせていただく数少ない場でございます。前回同様下記について取り組んでまいります。

①事前に議案についての説明動画を配信させていただきます。

②事前に議案への質問を受け付け、当日、ご質問を可能な限り回答いたします。

③本総会はインターネットライブ中継を行います。

議決権を保有している会員の皆様におかれましては、別添総会参考書類をご覧いただき、**2021年6月7日（月曜日）17時40分までに、会員情報管理システム（一部の会員におかれては書面）により議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 2021年6月8日（火曜日）午前10時30分

2. 場 所 電力広域的運営推進機関 会議室
（東京都江東区豊洲六丁目2番15号）

会員の皆様の感染リスクを避けるため、特別のご事情がある場合を除きご来場をお控えいただければ幸いです。なお、事前質問の受付・インターネットライブ中継については、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

3. 目的事項

議決事項

- 第1号議案 業務規程一部変更の件
- 第2号議案 2020年度事業報告の件
- 第3号議案 2020年度決算報告の件
- 第4号議案 役員退任後における本機関の中立性確保の件
- 第5号議案 役員選任の件
- 第6号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項

- （1）送配電等業務指針一部変更の件
- （2）監査報告の件

以上

-
- 1. 一部の会員におかれましては、議決権行使書（書面）を送付しております。書面による議決権行使と電磁的方法（会員情報管理システム）による議決権行使が重複した場合には、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
 - 2. 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
 - 3. 複数の電気事業ライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2021年5月31日（月曜日）17時40分までに不統一行使を行うこと及びその理由を、本機関までお知らせください。
 - 4. 総会参考書類に修正が生じた場合は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。

(別添)

総会参考書類

<議決事項>

第1号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙1のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入等に対応するためとなります。

第2号議案 2020年度事業報告の件

2020年度の事業報告について、別紙2のとおりにいたしたいと存じます。

本事業報告に関しては、別紙5の電気事業法第28条の50第2項に基づく本機関監事の意見書を頂いております。

第3号議案 2020年度決算報告の件

2020年度の決算報告について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

本決算報告に関しては、別紙5の電気事業法第28条の50第2項に基づく本機関監事の意見書を頂いております。

第4号議案 役員退任後における本機関の中立性確保の件

本機関理事である進士誉夫は、2021年6月30日をもって任期満了となることから、同日をもって本機関の理事を退任します。

同氏は、退任後、一般財団法人 コージェネレーション・エネルギー高度利用センター理事長付に就任予定ですが、当該法人は電気事業を行っていないことから、本機関評議員会及び理事会は、定款第34条第4項に定める本機関の中立性が確保されることを確認しています。つきましては、本内容についてご承認いただきたいと存じます。

第5号議案 役員選任の件

本機関理事である進士誉夫は、2021年6月30日をもって退任となります。同氏退任に伴い、新たに理事1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本機関監事である高木佳子から、2021年6月30日をもって本機関の監事を辞任したい旨の届出を受けたことに伴い、新たに監事1名の選任についても、お願いいたしたいと存じます。

理事候補者及び監事候補者は以下のとおりです。

1. 理事候補者

氏名	現職
土方 教久 (ひじかた のりひさ)	東京ガス株式会社 エネルギー需給本部長付 電力広域的運営推進機関出向 (本機関企画部長)

2. 監事（非常勤）候補者

氏名	現職
古城 春実 (こじょう はるみ)	桜坂法律事務所 代表パートナー

【参考事項】役員候補者略歴等

1. 理事候補者

氏名 (年齢)	最終出身校・略歴
土方 教久 (58歳)	【最終出身校】 昭和61年 3月 東京大学工学部卒業
	【略歴】
	昭和61年 4月 東京ガス(株)入社
	平成14年 1月 (株)エネット出向
	平成18年 4月 東京ガス(株) エネルギーソリューション事業部企画部長
	平成19年 4月 同上 総合エネルギー事業部企画部長
	平成21年 4月 同上 エネルギー企画部エネルギー計画グループ マネージャー
	平成26年 4月 (一財)コージェネレーション・エネルギー高度利 用センター出向 (専務理事)
	平成29年 4月 東京ガス用地開発(株)出向 (代表取締役社長)
	平成31年 4月 東京ガス不動産(株)出向 (常務取締役)
	令和 3年 4月 電力広域的運営推進機関出向 (本機関企画部長)

2. 監事（非常勤）候補者

氏名 (年齢)	最終出身校・略歴
古城 春実 (71歳)	【最終出身校】 昭和49年 3月 東京大学法学部卒業 【略歴】 昭和51年 4月 最高裁判所司法研修 修了 弁護士登録 昭和58年 6月 米国ヴァージニア大学ロースクール修了 (LL.M.) 平成13年 4月 任官 (判事・東京高等裁判所知的財産権部) 平成17年 3月 退官 平成17年10月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 坂井・三村法律事務所加入 平成27年 1月 桜坂法律事務所設立 代表パートナー 平成28年 4月 知財功労賞 (知的財産権制度関係功労者) 受賞

第6号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（業務規程一部変更の件、2020年度事業報告の件及び2020年度決算報告の件）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたいと存じます。

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針一部変更の件

1. 変更の内容

送配電等業務指針の一部について、別紙4のとおり変更いたします。なお、本件は2021年5月20日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

2. 変更の理由

洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入等に対応するためとなります。

(2) 監査報告の件

電気事業法第28条の20第3項及び第28条の50第2項に基づき本機関監事が実施した2020年度に係る監査の結果について別紙5および別紙6のとおり報告いたします。

業務規程一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更

【該当条文：第67条、第68条、第71条、第72条、第81条、
第82条、第97条（変更）
第68条の2（新設）】

- ・広域機関は、国からの送電系統の暫定的な容量確保及び接続検討に関する要請の受付、並びに一般送配電事業者への容量確保に関する通知及び接続検討の依頼を行う旨規定

2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更

【該当条文：第108条（変更）
附則（令和 年 月 日）第1条第2項、第3条（新設）】

- ・広域機関は、広域予備率及び補正料金算定インデックスを算出し、公表するとともに一般送配電事業者に通知する旨規定

3. 需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更

【該当条文：第123条の3、別表9-1（新設）】

- ・広域機関は、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれが継続することが見込まれるときは、対応態勢を発令するとともに対応組織を置くことができる旨規定

4. 容量市場における容量オークションに関する規定の変更

【該当条文：第32条の2、
附則（令和2年3月30日）第7条（変更）
附則（令和 年 月 日）第2条（新設）】

- ・2025年度以降を実需給年度とする容量オークションにおいて、メインオークションにより確保する供給力の募集量をメインオークション募集要綱で定める供給力へ変更する等規定
- ・小売事業環境の激変緩和のための容量確保契約金額の算出方法について、容量オークションの募集要綱に定める旨規定

以上

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成27年4月1日施行 令和3年4月16日変更	平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更
業務規程	業務規程
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関

業務規程

電力広域的運営推進機関

業務規程

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点の下線)		変 更 後 (変更点の下線)
(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更		(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 <u>令和3年4月16日変更</u>

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
(容量オークション) 第32条の2（略） 一 メインオークション 必要供給力の全量を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の4年前に実施する入札 二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要又はメインオークションで調達した供給力の増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札 ア 調達オークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札 イ リリースオークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量を売却する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札	(容量オークション) 第32条の2（略） 一 メインオークション メインオークション募集要綱（第32条の12に定めるメインオークション募集要綱をいう。）で定める供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の4年前に実施する入札 二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札 ア 調達オークション 追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札 イ リリースオークション 追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量を売却する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札	(容量オークション) 第32条の2（略） 一 メインオークション メインオークション募集要綱（第32条の12に定めるメインオークション募集要綱をいう。）で定める供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の4年前に実施する入札 二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札 ア 調達オークション 追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札 イ リリースオークション 追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量を売却する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札	
(メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12（略） 一 募集スケジュール ア メインオークションで募集する供給力（以下「<u>メインオークション目標量</u>」という。）と価格の関係を示した曲線（以下「<u>メインオークション需要曲線</u>」という。）の予定公表期日 イ～カ（略） 二～十一（略）	(メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12（略） 一 募集スケジュール ア メインオークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「<u>メインオークション</u>」という。）の予定公表期日 イ～カ（略） 二～十一（略）	(メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12（略） 一 募集スケジュール ア メインオークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「<u>メインオークション</u>」という。）の予定公表期日 イ～カ（略） 二～十一（略）	(メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12（略） 一 募集スケジュール ア メインオークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「<u>メインオークション</u>」という。）の予定公表期日 イ～カ（略） 二～十一（略）
(ペナルティ) 第32条の41（略） 一（略） ア・イ（略） ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、<u>必要な供給力</u>を提供できなかった場合 二（略） 2～4（略）	(ペナルティ) 第32条の41（略） 一（略） ア・イ（略） ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、<u>必要な供給力</u>を提供できなかった場合 二（略） 2～4（略）	(ペナルティ) 第32条の41（略） 一（略） ア・イ（略） ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、供給力を提供できなかった場合 二（略） 2～4（略）	(ペナルティ) 第32条の41（略） 一（略） ア・イ（略） ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、供給力を提供できなかった場合 二（略） 2～4（略）
(電源等維持運用者の募集) 第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、送配電等業務指針に定めるところにより、電源維持運用者を募集する。 2 本機関は、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることができる。	(電源等維持運用者の募集) 第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、送配電等業務指針に定めるところにより、電源維持運用者を募集する。 2 本機関は、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることができる。	(電源等維持運用者の募集) 第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、送配電等業務指針に定めるところにより、電源等維持運用者を募集する。 2 本機関は、電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることができる。	(電源等維持運用者の募集) 第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、送配電等業務指針に定めるところにより、電源等維持運用者を募集する。 2 本機関は、電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることができる。
(系統アクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、<u>送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。）</u>の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、<u>検証及び回答等の業務</u>（新設）	(系統アクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、<u>送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。）</u>の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、<u>検証及び回答等の業務</u>（新設）	(系統アクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、<u>次の各号に掲げる業務</u>を行う。 二 <u>送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。）</u>の連系等を希望する者からの事前相談並びに接続検討に関する申込みの受付、<u>検討結果の確認、検証及び回答等の業務</u>	(系統アクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、<u>次の各号に掲げる業務</u>を行う。 二 <u>送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。）</u>の連系等を希望する者からの事前相談並びに接続検討に関する申込みの受付、<u>検討結果の確認、検証及び回答等の業務</u>

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
(新設) 2・3（略）	(事前相談及び接続検討の申込みの受付) 第68条 本機関は、特定系統連系希望者の事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。 2 本機関は、前項の申込みを受け付けた場合は、第70条第3項又は第72条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者へ速やかに通知する。 3 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、特定系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答できない可能性が生じたときも同様とする。 (新設)	二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。）第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定に関する国からの送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務 2・3（略） (事前相談及び接続検討の申込み並びに接続検討の要請の受付) 第68条 本機関は、特定系統連系希望者の事前相談及び接続検討の申込み並びに再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。 2 本機関は、前項の申込み又は要請を受け付けた場合は、第70条第3項又は第72条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者又は国へ速やかに通知する。 3 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定系統連系希望者又は国に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、特定系統連系希望者又は国の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。 (送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付) 第68条の2 本機関は、再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請を受け付ける。 2 本機関は、前項の要請の内容を変更する又は要請を取り下げた国からの要請を受け付ける。ただし、暫定的な容量の変更については容量の減少に限る。 3 本機関は、前2項の要請を受け付けた場合には、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。 (接続検討) 第71条（略） 2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、接続検討の受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、接続検討の申込み又は要請の書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で接続検討の受付を行う。 二 前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けた場合 三 国からの接続検討の要請があった場合 3（略） 一 特定系統連系希望者が希望した又は国が要請した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由 二～四（略） 五 特定系統連系希望者に対策を求めている場合又は国からの要請による接続検討の結果に対策を求める記載がある場合は、その対策の必要性及び工事の内容 六～九（略） 4（略） (接続検討の回答) 第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書	

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
回答するとともに必要な説明を行う。 一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合には、その理由） 二 系統連系工事の概要（特定系統連系希望者が希望する場合には、設計図書又は工事概要図等） 三～五 （略） 六 特定系統連系希望者に必要な対策 七・八 （略） 2・3 （略）	（特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付） 第 8 1 条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討について、第 2 節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。	面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一 特定系統連系希望者が希望した又は国が要請した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合には、その理由） 二 系統連系工事の概要（特定系統連系希望者又は国が希望する場合には、設計図書又は工事概要図等） 三～五 （略） 六 特定系統連系希望者に必要な対策又は国からの要請による接続検討の結果求められる必要な対策 七・八 （略） 2・3 （略）	（特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等） 第 8 1 条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合における第 6 8 条第 1 項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第 2 節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。
（接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等） 第 8 2 条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討について、第 2 節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。	（接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等） 第 8 2 条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により開始した電源接続案件一括検討プロセスにおいて再接続検討が行われる場合における第 6 8 条第 1 項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第 2 節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。	（接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等） 第 8 2 条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により開始した電源接続案件一括検討プロセスにおいて再接続検討が行われる場合における第 6 8 条第 1 項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第 2 節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。	（接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等） 第 8 2 条 （略） 2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により開始した電源接続案件一括検討プロセスにおいて再接続検討が行われる場合における第 6 8 条第 1 項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第 2 節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。
（契約申込みに伴う回答内容の確認） 第 9 7 条 本機関は、本機関が第 7 2 条第 1 項及び第 8 2 条第 2 項の規定により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 2・3 （略）	（契約申込みに伴う回答内容の確認） 第 9 7 条 本機関は、本機関が第 7 2 条第 1 項及び第 8 2 条第 2 項の規定により特定系統連系希望者又は国に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 2・3 （略）	（契約申込みに伴う回答内容の確認） 第 9 7 条 本機関は、本機関が第 7 2 条第 1 項及び第 8 2 条第 2 項の規定により特定系統連系希望者又は国に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 2・3 （略）	（契約申込みに伴う回答内容の確認） 第 9 7 条 本機関は、本機関が第 7 2 条第 1 項及び第 8 2 条第 2 項の規定により特定系統連系希望者又は国に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。 2・3 （略）
（一般送配電事業者たる会員への計画の送付） 第 1 0 8 条 本機関は、前条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）の提出を受けた場合には、関連する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。 （新設）	（一般送配電事業者たる会員への計画の送付） 第 1 0 8 条 本機関は、前条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）の提出を受けた場合には、関連する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。 （新設）	（一般送配電事業者たる会員への計画の送付等） 第 1 0 8 条 本機関は、前条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）の提出を受けた場合には、関連する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。 2 本機関は、前条第 1 項第 3 号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第 1 3 3 条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、週間、翌日及び当日における広域予備率を算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。	（一般送配電事業者たる会員への計画の送付等） 第 1 0 8 条 本機関は、前条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）の提出を受けた場合には、関連する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。 2 本機関は、前条第 1 項第 3 号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第 1 3 3 条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、週間、翌日及び当日における広域予備率を算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。
（新設）	（新設）	（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれる場合の対応） 第 1 2 3 条の 3 本機関は、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるときは、別表 9－1 により対応態勢を発令するとともに対応組織を置くことができる。 2 第 1 7 5 条第 2 項から第 7 項までの規定は、前項の場合に準用する。	（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれる場合の対応） 第 1 2 3 条の 3 本機関は、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるときは、別表 9－1 により対応態勢を発令するとともに対応組織を置くことができる。 2 第 1 7 5 条第 2 項から第 7 項までの規定は、前項の場合に準用する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
(新設)		別表 9－1 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織	
		情勢	対応態勢
		次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合	対応組織
		1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき	警戒態勢 (発令者：総務部を管掌する理事)
		2. その他需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき	需給ひっ迫警戒本部 (本部長：総務部を管掌する理事)
		次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合	非常態勢 (発令者：理事長)
		1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回ることが見込まれるとき	需給ひっ迫非常対応本部 (本部長：理事長)
		2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき	
	附則（令和2年3月30日） (経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)	附則（令和2年3月30日） (経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)	
	第7条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 一・二 （略）	第7条 本機関は、2024年度を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 一・二 （略）	
	2 別表1の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を 実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。	(削る)	
(新設)		附則（令和 年 月 日） (施行期日)	
		第1条 本規程は、令和3年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	
		2 前項の規定にかかわらず、第108条及び附則第3条の規定は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	
		(容量確保契約金額の算出に関する経過措置)	
		第2条 本機関は、2025年度以降を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、当該実需給年度の容量オークションの募集要綱に別に定める電源等については、当該実需給年度の容量オーク	

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
	シヨンの募集要綱に定める方法により算出した金額を容量確保契約金額とする。 (一般送配電事業者たる会員への補正料金算定インデックスの通知等) 第3条 本機関は、2023年度までの間、第107条第1項第3号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第133条の規定により算出した連系統の空容量をもとに、当日における需給ひっ迫時の補正インバランス料金を算定するための指標である補正料金算定インデックスを算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。

2020年度事業報告書（案）

I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 目的

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

2. 業務内容

本機関は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。
- ⑥ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑦ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑧ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

3. 事務所の所在地

東京都江東区豊洲6丁目2番15号

4. 会員の状況

2021年3月31日現在の会員数は、1,645事業者である。

（内訳） 一般送配電事業者：10事業者
送電事業者：3事業者
特定送配電事業者：34事業者
小売電気事業者：713事業者
発電事業者：956事業者

5. 役員の状況

2021年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	金本 良嗣
理事	都築 直史
理事	進士 誉夫
理事	寺島 一希
理事	内藤 淳一
監事（非常勤）	高木 佳子
監事（非常勤）	千葉 彰

6. 評議員の状況

2021年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	野間口 有	（三菱電機株式会社 特別顧問 国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問）
評議員	秋池 玲子	（ボストン コンサルティング グループ マネージン グ・ディレクター&シニア・パートナー）
評議員	伊藤 麻美	（日本電鍍工業株式会社 代表取締役）
評議員	牛窪 恭彦	（株式会社みずほ銀行 常務執行役員 リサーチ& コンサルティングユニット ユニット長）
評議員	江崎 浩	（東京大学大学院 情報理工学系研究科 電子情報 学専攻 教授）
評議員	大石 美奈子	（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサ ルタント・相談員協会 代表理事・副会長）
評議員	倉貫 浩一	（株式会社読売新聞 東京本社 編集委員）
評議員	高村 ゆかり	（東京大学 未来ビジョン研究センター 教授）
評議員	竹川 正記	（株式会社毎日新聞社 東京本社 論説委員）
評議員	村上 政博	（成蹊大学法務研究科 客員教授）
評議員	柳川 範之	（東京大学大学院 経済学研究科 教授）
評議員	山内 弘隆	（一橋大学大学院 経営管理研究科 経営管理専攻 特任教授・一般財団法人運輸総合研究所 所長）
評議員	山地 憲治	（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 副理事 長・研究所長）
評議員	横山 明彦	（東京大学大学院 工学系研究科 電気系工学専攻 教授）

7. 職員の状況

2021年3月31日現在の職員数は、173名である。

II. 2020年度における個別業務の実施状況

本機関は、法第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、電気事業の広域的運

営を通じて、全国規模での電力安定供給の確保と送配電設備の効率的利用推進のため、2020年度は次のとおり業務を実施した。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第28条の40第3号）

2020年度は、送配電等業務指針の改定を1回実施した（認可日：2020年7月8日）。また、2021年4月施行に向け、2021年3月2日に認可申請を行った。主たる改定内容は、以下のとおり。

① システムアクセスルールの変更

システムアクセス業務の課題に対応するため、電源接続案件募集プロセスに代わる電源接続案件一括検討プロセスの導入や、系統容量の空押さえを防止するための保証金の導入等に関する規定を策定した。当該規定については、2020年7月8日に経済産業大臣の認可を受け、同年10月1日から施行した。

また、電力系統利用の更なる公平性を確保するため、リプレース及び休廃止等する発電設備等の取扱いに関する規定を整備した。当該規定については、2021年3月2日に経済産業大臣へ認可申請を行った。

② 需給調整市場開設に伴う変更

2021年4月1日の需給調整市場の開設に向け、需給調整市場からの調整力調達に関する規定を整備した。当該規定については、2020年7月8日に経済産業大臣の認可を受けた（2021年4月1日から施行予定）。

③ 災害時連携計画の検討等に関する規定の新設

近年増加している自然災害に対して電力の復旧活動の円滑な実施を行うため、一般送配電事業者は本機関が公表する災害時連携計画の確認における考慮事項に留意し災害時連携計画を策定しなければならない等、災害時連携計画の検討等に関する規定を新設した。当該規定については、2020年7月8日に経済産業大臣の認可を受け、同日から施行した。

④ 広域系統整備に関する規定の変更

電力の基幹系統を効果的に整備するため、卸電力取引所の値差収益を地域間連系線等の整備・更新に関する費用に充てる広域系統整備交付金交付の対象となる広域系統整備計画に基づき系統増強等を行う事業者は、系統増強等に係る費用の額を本機関へ届け出なければならない等、広域系統整備に関する規定を整備した。当該規定については、2021年3月2日に経済産業大臣へ認可申請を行った。

送配電等業務指針の策定に際しては、事業者にとって変更点が理解しやすいよう説明資料や、ルールが大幅に変更となるものにはさらに補足資料を作成し、ルールについての理解促進に努めた。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第28条の40第4号）

（1）供給計画の取りまとめ

2021年度供給計画の取りまとめにおいて、容量市場での約定結果が正しく供給計画に反映されていること、及び調整力（電源Ⅰ'）との供給力の重複がないことも確認できる、電源構成の変化に対応した新たな供給信頼度基準に基づいて、国内の需給バランス

を一元的に評価できる仕組みを整備した。

また、2020年度冬季の全国的な需給ひっ迫を踏まえ、事業者が適切なタイミングで燃料確保へ向けて行動できるよう、国内における電力量(kWh)での評価結果を公表することで、電力の安定供給の確保について改善が図られた。

電気事業者計1,642者から供給計画の提出を受け、停電リスクが基準内に収まっていることや電源・送電線の開発・休廃止等が適切に計画されていることを確認して、2021年度供給計画を取りまとめの上、需要期における供給力(kW)不足の懸念、2021年度の需給バランス(kWh)と今冬の電力需給ひっ迫(kWh)を踏まえた対策、2030年度エネルギーミックス達成に向けた対策に関する意見を付して、2021年3月31日に経済産業大臣に送付した。

(2) 需要想定に関する業務

文献調査・ヒアリング、データ分析を踏まえて需要想定的前提となる全国経済見通しを、新型コロナウイルス感染症による電力需要への影響を反映した上で策定し、2020年11月25日に公表した。

また、テレワークの実施状況、宿泊施設の稼働状況、主要業種の生産動向などを追加項目としたヒアリング、及び電力需要の用途(家庭用・業務用・産業用)毎の要因分析による評価を踏まえて、供給区域ごとの需要想定とともに全国の需要想定を2021年1月20日に公表した。

電力需要想定は、電力の安定供給に向けての需給バランス評価、調整力公募、容量市場などの起点となるものであり、今般は、新型コロナウイルス感染症の影響を反映することで確度、透明性について改善することができた。

(3) 夏季及び冬季の電力需給検証

2019年度冬季及び2020年度夏季の電力需給実績を分析し、電気事業者が保有する供給力と短期の需要予測に基づき2020年度夏季及び冬季の電力需給について検証を行い、全国大で電力の安定供給に必要な供給予備率(kW)を確保できる見通しであることを確認した。

2020年度冬季の需給ひっ迫を踏まえ、電力の安定供給を一層確保する観点から、電力量(kWh)の確認方法の方向性や事業者への情報提供の在り方についての検討に着手した。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務(法第28条の40第5号)

(1) 電源入札等の要否に関する検討

2021年度供給計画の取りまとめ及び電力需給検証(2021年度夏季の需給変動リスク分析)における需給バランス評価、潜在的な供給力の動向、中長期的な需要動向等を検証した結果、安定供給上必要とされる供給力を下回るエリアが確認されたため、供給力の追加調達コストの抑制等に向け、補修停止時期の調整等を進めている。そのた

め、電源入札等の検討の要否については、2021年4月目途に判断することとした。

(2) 容量市場 メインオークションの実施

電力の安定供給に向けた中長期的な供給力の確保によって、電力取引価格の安定化を実現し、電気事業者の安定した事業運営、電気料金の安定化や中長期にわたる停電リスクの低減などの消費者メリットを実現するため、容量市場を開設した。本機関は制度詳細設計に加え、市場管理者として運営等を行った。

初回となる容量市場メインオークション（対象実需給年度：2024年度）を2020年7月に開催し、電力の安定供給に向けた中長期的な供給力の確保を図った。

初回オークションまでに、容量市場システムを運用開始し、システムにより受付することで、参加登録及び応札を応札事業者が円滑に行えるよう環境整備を行った。応札受付後に約定処理を行い、2020年9月14日には約定結果公表・分析、同年11月30日までに落札事業者と契約書の締結を完了した。

今後、落札事業者が確実な供給力提供を行うための取組として、実需給前までの期間と実需給期間の業務の詳細設計を行い、実需給前に実施すべき業務全般と電源等差替の業務マニュアルについて、意見募集による幅広い意見を踏まえ、策定・公表した。システム・ツール開発として、実需給期間に向けたシステム開発に係るシステム化範囲選定の方向性を整理し、業務概要に関する意見募集を実施した。

情報発信活動として、初回オークション開催に向けて、新型コロナウイルス感染症の影響により制度概要説明会・実務者説明会は予定どおり開催できなかったものの、大阪・広島での地域説明会を開催し、説明会資料の動画配信を行った。加えて、本機関のウェブサイト「容量市場かいせつスペシャルサイト」を開設し、併せて、Twitter、Facebook、YouTube などによる情報発信も行うことにより、事業者の理解促進に努めた。

制度設計に関しては、「容量市場の在り方等に関する検討会」での審議を経て、制度検討作業部会の中間取りまとめにおける需要曲線の設定プロセスに基づき「需要曲線」原案の作成、及び決定を行った。また初回オークション結果を踏まえて国の制度検討作業部会において提示された次回以降のオークションに向けた論点の整理・検討を行った。

(3) 需給調整市場の導入に向けた検討

将来における再生可能エネルギー主力電源化に向けて、電気を売買する事業者の安定した事業運営と消費者が安心して電気を使用できる環境を実現するために必要な一般送配電事業者が扱う調整力を効率的に調達することが重要となる。そのための需給調整市場の開設に向け、「需給調整市場検討小委員会」や「調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会」での審議を経て、以下の検討・整理に取り組んだ。

① 三次調整力①の事前審査、アセスメントの策定

一般送配電事業者がゲートクローズ以降に生じる計画誤差等に対応するための調整力である三次調整力①に関して、安定供給を確保するために重要な調整力型の商品であることを踏まえ、一般送配電事業者の中央給電指令所からの指令に追従できることを評価する観点から、市場参加するための事前審査方法や、アセスメント及びペナルティの強度、また精算等に関するルールを策定した。

② 三次調整力②必要量の評価プロセス導入

再生可能エネルギー電源を運用していくうえで生じざるを得ない予測誤差と、これに対応するための調整力である三次調整力②の確保にかかる費用については、F I T交付金を活用して負担することと国で整理されたことを受け、本機関は、一般送配電事業者が算定する三次調整力②必要量の検証プロセスを導入し、取引初年度となる2021年度向けの必要量について、安定供給の確保、及び必要量の妥当性の両面について事前検証を実施した。

③ 指令信号の送受信に用いる通信線の取扱い

需給調整市場へ参入するために必要となる指令信号の送受信に用いる通信線（専用線および簡易指令システム）の仕様に関して、需要家側エネルギーリソース（Demand Side Resources: D S R）を含む多様な事業者が参入可能となるよう、既存システムの改修等に関する対応方針を整理した。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

（1）広域系統長期方針

将来の再生可能エネルギーが主力電源となっている社会を実現するため、系統設備形成及び系統利用の在り方について以下の業務に取り組んだ。

① コネクト&マネージに関する取組

国民負担を伴う系統増強を行うことなく再生可能エネルギー等の電源を導入するため、基幹送電線におけるノンファーム型接続を2021年1月13日より適用を開始した。また、N-1電制を2022年度中に本格運用すべく費用精算項目や精算手続について検討を進めた。

さらに、発電コスト最小化と、電気料金の低減に向けた既存送変電設備の効率向上を図るべく、系統混雑時に発電コストの高い電源から制御する管理手法の一つである再給電方式について検討し、2022年度適用開始を目指すこととした。

② 電力系統に関するマスタープラン策定に係る取組

再生可能エネルギー大量導入やレジリエンス強化に向けた系統増強について、国民負担を最小限とすることを念頭に、系統増強の考え方や費用便益評価に基づく設備の増強判断の仕組み・検討条件等を整理し、複数のシナリオを設定して分析を行いマスタープランの基本的な枠組みを整えた。

電力安定供給及び送変電設備の更新に係る国民負担を低減するため、老朽化する設備について必要な設備更新が適切に行われるように、リスク評価等について標準的な手法を定めたガイドラインの試行版を作成した。2023年度からの新しい託送料金制度の導入と併せて、本ガイドラインに基づいた設備更新計画を実施できるよう、一般送配電事業者の実運用等を含めた改善のための体制を整備した。

③ 効率的なアクセス業務の在り方に関する取組

継ぎ接ぎの系統増強を回避し、増強に係る国民負担を抑制するため、将来の電源ポテンシャルを考慮したプッシュ型による計画的な系統整備を行う仕組みとして、電源接続案件一括検討プロセスを2020年10月1日より開始した。

また、発電設備のリプレースを行う際に、既存の発電事業者が利用してきた系統容量

を新設の発電事業者も公平に利用できるようにするため、2021年4月中旬から10万kW以上の空容量が生じた場合は速やかに情報を公開できるように、手順や手法について業務規程・送配電等業務指針等へ反映し、系統連系希望者が平等に系統情報を入手できる仕組みを整備した。

(2) 広域系統整備計画

広域的な電力取引を活性化し、燃料費・CO₂対策費の削減、北海道エリア内におけるブラックアウトリスクの低減、さらなる再生可能エネルギー導入拡大を図るため、北海道本州間連系設備について、北斗から今別への既設ルートを活用して30万kWを増強する実施案と系統整備費用負担割合を決定した。

再生可能エネルギーの地域偏在性による地域間での系統増強の費用負担格差の縮小を図るため、東北東京間連系設備について、系統整備費用負担割合を再整理した。

コスト等の妥当性を確認するため、東北東京間連系線における500kV機器の発注方式と、東京中部間連系設備におけるFC設備の調達プロセス及び工事内容の検証を行い、国民負担抑制に繋がるコスト低減方策を採用していること、また、両計画ともに2027年度中の運開時期に向けて進行中であることを確認した。

(3) 系統アクセス業務の実施

系統連系希望者から本機関に申込みのあった事前相談22件、接続検討80件について系統接続時の負担金や工期等についての妥当性確認を行うとともに、一般電気事業者関連とその他の事業者間で差別的な扱いが行われていないことを確認した。

ノンファーム型接続の全国展開に合わせ各種様式・手続の見直しを行い、系統連系希望者の手続の円滑化に努めるとともに、ノンファーム型接続に関する問い合わせ58件を含む、292件の問い合わせへの対応を行った。

電源接続案件募集プロセスやリプレース案件系統連系募集プロセスについては、一般送配電事業者と協力し、プロセスの早期完了やノンファーム型接続による申込みに切り替える等、新規電源投入の円滑化に努めた。

完了案件3件：大分県日田エリア、東北北部エリア、愛知エリア

中止案件4件：北海道道南エリア、北海道道東エリア、北海道苫小牧エリア、新福島リプレース

継続中案件1件：北関東東部エリア

情報発信活動として、本機関のウェブサイト「かいせつ電力ネットワーク」サイトを開設し、電力ネットワークの仕組みやノンファーム型接続等の系統利用ルールについて解説を公表し、理解促進に努めた。

(4) 調整力及び必要予備力の在り方の検討

電力の日々の安定供給は、一般送配電事業者による適正な供給予備力の確保、周波数制御のための調整力の確保、地域間連系線のマージン運用等によって維持されており、足元では調整力公募の枠組み、今後は容量市場や需給調整市場の枠組みにより調達されることで、電気料金の抑制と停電リスクの低減を両立する。また、再生可能エネルギー主

力電源化に向けては、必要となる供給予備力及び調整力（周波数調整力、慣性力、同期化力、電圧維持能力等）について、調達方法及び環境整備方策を策定し、低炭素社会の実現と安定供給の両立に繋げていく。

以上の方向性を踏まえ、調整力・予備力の在り方等について、「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」での審議を経て、一般送配電事業者が調達する調整力の必要量、供給計画及び容量市場における必要予備力について検討し、その考え方を策定した。

① 一般送配電事業者が調達する調整力の在り方

- ・電源Ⅰ及びⅠ'の必要量について2019年度と同様に必要量の考え方を策定した。
- ・再生可能エネルギー主力電源化に向けた技術的課題及び対応方策の検討として、慣性力、同期化力の課題を抽出し、その対応方策の検討の方向性及び管理指標について整理した。
- ・電源休止に伴う潮流調整電源について、将来の再生可能エネルギー主力電源化に向けて同様な課題が発生する可能性を踏まえ、その調達費用及び調達方法の扱いについて整理した。
- ・FIT交付金による負担となる三次調整力②の必要量の低減を図るため、再生可能エネルギーの予測精度向上に向けた取組として、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が主催する「太陽光発電における出力予測精度の向上に向けた研究会」での検討内容を踏まえ、複数の気象モデルの活用を新たな取組として整理した。

② 必要予備力の在り方

- ・電源構成の変化に対応した新たな供給信頼度基準（需要1kWあたりの供給不足電力量の期待値 [Expected Unserved Energy : EUE]）を基にした供給計画等における供給信頼度の評価方法を策定した。
- ・再生可能エネルギーの供給力評価（調整係数）について、その停電分布の特徴を踏まえた妥当性確認方法について整理することで、再生可能エネルギー主力電源化に向けた供給信頼度維持方策を策定した。（併せて、予備力算定ツールを改修した。）
- ・より効率的な需給運用の実現に向けて広域的な運用を推進するとともに、容量市場の開設後の広域的な需給ひっ迫対応等について整理した。

（５）地域間連系線の管理

下記項目をはじめとする地域間連系線の管理に関する業務を行った。

① 経過措置計画の管理及び承認電源等の審査

経過措置計画及び特定負担計画について、前日スポット市場への入札実績と経過措置計画値の乖離が大きい事象についてチェックを行い、適宜事業者に対する注意喚起を行った。その結果、注意喚起件数は、2019年度85件に対し、2020年度は44件と減少した。承認電源は、変更申請・審査や定期審査を実施した。

② 間接送電権市場に関係するシステム改修

間接送電権市場での取引を円滑に進めるため、システム化を実施した。

③ 運用容量及びマージンの設定

「運用容量検討会」及び「マージン検討会」における地域間連系線の効率的な利用に資する観点での検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを算出・公表した。

運用容量の算出にあたっては、東北東京間連系線（東京向き）及び中国四国間連系線（中国向き）の下げ代不足時の対策について「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」での審議を経るとともに、２０２０年度に検討した算出方法の見直しについて意見募集を行った上で運用容量の拡大等を実施し、空容量増加による系統利用者の利用機会拡大に繋げた。

マージンの算出においては、電源Ⅰ'（厳気象時に備えた供給力等）の広域調達のためのマージンの連系線作業時の設定方法や空容量増加による系統利用者の利用機会拡大に資する中国四国間連系線マージンの算出方法の見直しを検討した上で、「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」での審議を経て、マージンを算出・公表した。

④ 地域間連系線の運用容量拡大（２０２１年１月）

２０２０年度冬季の全国的な需給ひっ迫に際し、一般送配電事業者に対する融通指示（６．需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（２）に記載）を行うにあたり、地域間連系線の空容量が不足しており、当該地域間連系線の運用容量を拡大しなければ電気の需給の状況が悪化するおそれがあったため、業務規程第１５３条の規定に基づく緊急措置として、稀頻度の連系線事故に伴う停電発生リスクを許容しつつ、当該地域間連系線の運用容量を拡大した。

○中部関西間連系線（三重東近江線）（関西向き）

- | | | | |
|----|----------|------------|-------------|
| １） | １月 ８日（金） | ４：３０～２４：００ | （最大１３３万 kW） |
| ２） | １月 ９日（土） | ３：００～２４：００ | （平均１０７万 kW） |
| ３） | １月１０日（日） | ０：００～２４：００ | （平均１０６万 kW） |
| ４） | １月１１日（月） | ０：００～２４：００ | （平均１０６万 kW） |
| ５） | １月１２日（火） | ０：００～２４：００ | （平均１１１万 kW） |
| ６） | １月１３日（水） | ０：００～２４：００ | （平均１１５万 kW） |

⑤ 調整力の広域的運用

広域需給調整開始前の調整力の広域運用を広域運用センターと協調し実施した。一般送配電事業者と連携し、業務フローを取りまとめて実施し、当初計画通り２０２０年度末に手動運用を終了した。

（６）作業停止計画の調整

会員等から提出される広域連系系統等の作業停止計画について、２０２０年度月間計画及び２０２１年度、２０２２年度分の年間計画を調整し承認した。また、発電事業者側の長期的な予見性を確保するため、２０２３年度以降において計画が具体化しており、連系線の運用容量に長期間影響を与える件名についても併せて公表した。

「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」において、作業停止調整の円滑化に資する観点から、作業停止計画調整マニュアルの変更、設備故障に伴う発電抑制などの「緊急時の扱い」が適用された事例や緊急時に一般送配電事業者が発令した「給電指令」の検証結果について報告のうえ、事業者ヒアリングを行い、発電抑制を伴う作業停止調整の運用改善を検討した。

「計画的な停止調整」については、現時点で特に大きな課題がなかったため、平常時の混雑管理手法の方向性や考え方と整合を取りながら、一般送配電事業者調整方式に拘

らず、本運用の調整方式について、引き続き検討を進めることとした。

「緊急的な停止調整」については、一般送配電事業者の発電制約量の算出及び説明・通知に課題が見られたため、改善案を検討し、マニュアル変更案として整理した。また、事業者のニーズが高いことを踏まえ、当面の間は、特に事業者への影響が大きい停止が長期化する場合について確認・検証を行うこととした。

(7) 需要者スイッチング支援

消費者の円滑な小売電気事業者の選択を実現すべく、スイッチング支援システムの業務継続性を維持した。

具体的には、小売電気事業者等から寄せられた、約3,943件のシステム利用申込や利用方法等の問合せに迅速に対応し、システム利用の支援を行った。また、小売電気事業者が、スイッチング支援システムと連携するシステムを導入・変更する際の支援として、43件のシステム連携テスト支援を行った。

(8) 情報通信技術の活用支援

消費者が安心して電力を利用できるように、会員のサイバーセキュリティ対策向上の一環として、各会員に自らの情報セキュリティ対策レベルを把握し、対策を促すための自己診断ツールを全会員に提供した。診断結果を返送した会員には、全体の中の自社の位置づけを認識できる分析結果をフィードバックし、対策に向けたアドバイスを示した（診断結果返送会員数：912者）。

(9) 系統情報の公表

「系統情報の公表の考え方」に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表した。

また、系統利用者のニーズを踏まえて、公表機能のさらなる充実化に向け検討を進め、機能を改良した。具体的には、ウェブサイト上において系統利用者が効率的に情報を取得できるように、追加的な検索機能、メニュー画面の記載等の変更を行い、系統利用者の利便性を高めた。

(10) 業務品質の向上

系統アクセス業務や地域間連系線管理業務において、系統解析ツールを活用した一般送配電事業者の検討結果の技術的検証を行い、発電事業者へ過剰な対策を求めていることの確認や適正な運用容量の算出により供給信頼度が確保できていることを確認した。

(11) システム開発の円滑な実施

容量市場システムにおいて、実需給前に必要な機能の開発を完了し、計画通り2020年7月に容量オークションを実施した。

広域機関システムの需給調整市場、隣接エリアの調整力を活用した電源I'広域調達、広域予備率の運用に向けた開発については、工程の前倒しを行い、遅滞なく完了した。また、設備増設、拡張を見据えた抜本的な改善に向けては、次期システムリプレースを

視野に入れ、スコープの見直しを行い、優先度の高い機能改良のみ実施したことやハードウェアについては、取り換え時期・方法を再検討しコスト削減を行った。

広域機関システムの開発・保守については、組織体制の明確化・業務プロセスの改善については継続して行い、工程管理については、見える化を進め、品質管理については、本機関とベンダーと議論し開発担当者のレベル均平化を行うことや品質のチェック体制改善、さらには、品質部門の成果物の監査方法について改善を行い、管理を行った。

(12) グリッドコードの検討

再生可能エネルギー主力電源化の早期実現に向け、再生可能エネルギーを大量導入したときの電力システムの信頼性や経済性を保持するため、系統に接続される電源が従うべきルールとしてグリッドコードが必要となる。2020年9月に「グリッドコード検討会」を立ち上げ、審議を経て、再生可能エネルギー導入拡大に対しマイナスになりうる事象の緩和に貢献するものや、顕在化した事象の拡大回避のため、早急な要件化により実効性が高まり、再生可能エネルギー大量導入と電力品質の確保の両立に貢献すると考えられるもの等、複数の観点から「要件化の短期的な検討が必要な技術要件」を選定し、2021年度中の個別技術要件の検討完了、2022年度前半に総合評価完了、2023年4月の系統連系技術要件の改定に向け、具体的な検討・審議を開始した。

5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

(1) 会員の需給状況の監視

広域機関システムを通じて各一般送配電事業者の中央給電指令所と連携し、収集した情報を活用して、各エリア及び全国大の電気の需給状況を常時監視した。

複数の計画間の整合性及び計画と実績の差（インバランス量）を抑制するために、インバランス量のチェックを行い、適宜、卸電力市場の約定率等を考慮に入れつつ、多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては事業者（計26者）に対してヒアリング及び注意喚起を行い、改善を図った。

(2) 大規模停電リスクに備えた運用対策

発電設備の不要解列防止を目的とした発電側周波数低下リレーの整定変更の進捗状況を把握、これを加速するための取組として関連団体に整定変更に関する周知の協力依頼を行った。

また、広域的な停電からの系統復旧方策について、前年度に整理した検討項目について具体的な検討を実施し、一般送配電事業者が策定する「災害時連携計画」に反映した。

さらに、東京エリア及び四国エリアのブラックスタート電源の必要量について見直しを実施する等、電力系統のレジリエンス向上を図るための検討を着実に進めた。

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

(1) 電力需給状況改善のための指示（2020年4月～11月及び2021年2月）

想定以上の需要増加や太陽光出力減少、地震による発電機停止等に伴い当該エリアの供給力が不足し、広域的な融通を行わなければ、電力需給の状況が悪化するおそれがあった

ため、一般送配電事業者に対し電力を受電する指示を行った。

① 東北電力ネットワーク

8月28日：最大40万kW（高気温による想定以上の需要増加） 指示回数1回

② 九州電力送配電

9月24日：最大160万kW（想定以上の太陽光出力の減少） 指示回数3回

③ 四国電力送配電

11月25日：最大40万kW（想定以上の太陽光出力の減少） 指示回数1回

④ 東北電力ネットワーク

2月14日：最大344万kW（地震による複数の発電機停止による供給力不足） 指示回数3回

（2）2020年度冬季の電力需給状況改善のための指示等（2020年12月～2021年1月）

寒冷な気候条件が続いたこと等により、例年よりも高めに推移した今冬の需要に対し、主にLNG火力を焚き増し対応したこと等により、LNG在庫が枯渇するリスクが生じたことから、火力発電の出力抑制が発生し、全国的な供給力不足となった。さらに、低気温による需要の増加に伴い、エリアによっては需給を一致させるためにインバランスを補う一般送配電事業者の調整力が不足したことから、広域的な需給運用を行う必要があった。具体的には、電力需給状況の改善のための一般送配電事業者に対する電力融通の指示、発電事業者や小売電気事業者に対する追加供給力対策の指示等を行った。

① 一般送配電事業者に対する指示

今回、不足していたエリアが複数に及んだこと、1日の中で供給力不足が長時間に及んだこと、他エリアの余剰供給力も十分でなかったことから、1日の中でも受電エリアと送電エリアを時間帯で入れ替えるなど、きめ細かな融通対応を行った。

（12月15日から1月16日までの間で218回の指示）

（回数）

東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	全体
1	9	1	22	94	42	25	24	218

② 発電事業者及び小売電気事業者に対する指示並びに電気供給事業者に対する要請

火力発電の出力抑制が発生し、全国的な供給力不足となったことから、非調整電源を保有する発電事業者及び小売電気事業者に対し、電気事業法第28条の4第1項第5号及び業務規程第111条第1項第5号の規定に基づき、焚き増し指示を行うとともに、非調整電源を保有する会員以外の電気供給事業者に対し、業務規程第111条第2項の規定に基づき、焚き増し要請を行った。

・指示期間 1月6日（水）準備出来次第～1月26日（火）24時

（※上記期間において2回の延長指示を含め3回実施）

・1回目85会員、2回目101会員、3回目103会員に対し指示を行った。

・1回目6者、2回目69者、3回目71者に対し要請を行った。

（3）下げ調整力不足改善のための長周期広域周波数調整の実施

九州電力送配電、四国電力送配電からの下げ調整力不足時の対応要請に基づき、再生可能エネルギー発電設備の発生電力を他エリアへ送電するように、長周期広域周波数調整を56回行った。

(4) 訓練

需給状況が悪化した場合に備え、実務習熟のため、一般送配電事業者の協力のもと、2020年4月10日に軽負荷期を想定した下げ調整力不足対応訓練、また、同年7月10日に重負荷期を想定した需給ひっ迫融通指示訓練を行った。

(5) 再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の検証・公表

九州電力が行った九州本土及び離島の再生可能エネルギー発電設備の出力抑制について事後検証を行い、適切に行われたことを確認の上、検証結果を公表した。2020年度の出力抑制回数は、九州本土と離島で計238回実施され、抑制が発生した翌月に取りまとめて公表することで、法令に則って抑制が行われていたことを社会に広く周知した。また、2019年度の年間を通じて行った出力抑制機会の公平性についても2020年度上期に検証・公表し、国の審議会（「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ」）においても公表した。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

(1) 苦情又は相談の対応

送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を9件受け付け、9件の対応を終了した。

また、2019年度、2020年度上期における苦情及び相談対応の状況について取りまとめ、公表した。

(2) 紛争の解決

和解の仲介（あっせん・調停）の申請はなかった。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

定款第57条の規定に基づき会費の滞納を行った電気供給事業者1者に対し、業務規程第179条第1項の規定に基づき、2021年1月13日に勧告を行った。

9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

(1) 報告書の作成及び公表

次の①から⑤の内容を取りまとめ、年次報告書として公表した。

- ① 2019年度までの電力需給に関する実績（供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、停電状況に関する電気の質についての評価、分析を含む。）
- ② 2019年度までの電力系統に関する実績
- ③ 2019年度の系統アクセス業務に関する実績

- ④ 2020年度供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や電力系統に関する見通し及び課題
- ⑤ 各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等に関する検討状況（2021年度調整力の公募にかかる必要量等の考え方について）

また、「電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ」取りまとめで示された「情報収集・発信機能の強化」の取組に基づき、上記①から⑤に収録されたデータをユーザーが時系列データとして分析に活用することができるよう、データ集として公表した。

（２）調査及び研究

① 容量メカニズムに関する調査

今後の容量市場オークションや実需給年度に向けた業務で活用すべく、欧米諸国の容量市場についての実務詳細や直近の制度検討の動向（ディマンドリスポンス〔Demand Response：DR〕や蓄電池の取扱い、新型コロナウイルス感染症のパンデミック下における独立系統運用機関〔Independent System Operators：ISO〕の対応等）について調査した。

② グリッドコードに関する調査

2021年度におけるグリッドコードの検討に活用すべく、米国及び欧州各国（英国、アイルランド、ドイツ、スペイン、イタリア、デンマーク）のグリッドコードに関する規程について調査した。

（３）災害等への対応

災害等対応については、2020年度冬季の全国大での需給ひっ迫状況に応じ、総力を挙げて取り組むべく、2021年1月6日に非常態勢発令及び非常災害対応本部を設置し、需給状況の情報収集にあたりとともに、国との連携や対外発信など、必要な対応を行った。また、福島県沖を震源とする地震に伴い、2021年2月13日に非常態勢発令及び非常災害対応本部を設置し、同様の対応を行った。

防災業務計画に基づく災害時の対応体制について、国と一体となった防災業務を確立すべく、新たに経産省班を設置するとともに、参集基準、参集方法及び参集体制を再整理した。また、それらの実効性に係る確認及び課題出しを行うべく、総合防災訓練を開催し、役員・部室長・非常災害対応要員で討議を実施した。

国民の保護に関する業務計画及び新型インフルエンザ等対策業務計画に関しては、国や関係機関が開催する各種研修会、連絡協議会、訓練に参加し、関係強化を図った。また、新型コロナウイルス対策本部を計36回開催し、インフラ・政策業務の継続を前提に、テレワークや時差出勤等の感染防止対策を徹底した。

2020年6月の電気事業法の改正を受け、一般送配電事業者から提出された災害時連携計画について、その内容の確認にあたり、本機関として考慮事項を策定し、2020年7月9日に公表した。また、提出された災害時連携計画について、考慮事項に基づき内容を確認するとともに、本機関の意見を付して、同月10日に経済産業大臣へ送付を行った。

災害復旧に係る費用について全国大で負担・費用回収する相互扶助制度について、

2021年度から円滑に開始すべく、本機関の諮問機関である「運営委員会」を2回開催し、本機関の規程類作成に係る重要事項及び抛・積立～申請～交付に係る業務フローの具体的な詳細項目について審議を行い、本業務に係る規程類の変更（評議員会・理事会決議済）及び運用要領の策定準備（2021年4月に公表予定）を適切に実施した。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

（1）広報

本機関のウェブサイトを活用し、理事会等の議事録・資料を随時公表したほか、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためにウェブ開催された各種委員会の開催状況を録画で配信する等、会員の事業活動に関わる情報を速やかに公表した。また、需給状況の悪化時に会員への指示等対応を行った際は、速やかに公表した。（融通指示：226回、焚き増し指示・要請：3回）

ウェブサイトについては、利用者の利便性を高めるため、2021年度リニューアルに向けた検討を行った。

また、本機関の活動について、報道機関等からの取材、問い合わせ対応を随時行い、記者向け勉強会は2020年6月22日に容量市場、2021年3月31日に供給計画について実施した。

（2）情報システムのセキュリティ対策

消費者が安価な電力を安心して利用できるように、電力の安定供給を担う本機関の情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策を高めるべく、以下の区分ごとの取組を継続実施した。

- ① 組織的対策：政府統一基準に準拠した内部規程を遵守し、サイバー攻撃に備えた専用体制を運用。
- ② 技術的対策：多段階のセキュリティシステムの多重防御による外部攻撃対策、不正アクセス防止の認証やシステムユーザーアカウントチェック等の真贋判定による内部不正対策、不正通信の検知と解析による常時監視等の継続運用。
- ③ 物理的対策：セキュリティ区画管理、入退室管理、サーバーラックの施錠と鍵管理等の不審者対策を継続運用。
- ④ 人的対策：攻撃兆候検知時の全職員への注意喚起、標的型攻撃メール訓練（1回）、サイバーセキュリティ訓練（2回）、全職員セキュリティ自己点検（3回）、各月の新規入職職員への研修会等の実施。

加えて、客観性の担保のため、毎年の外部監査とペネトレーションテストによる第三者チェックを実施し、日進月歩で進化するサイバー攻撃に対して、監査結果等をもとにした改善を行った。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、セキュア（安全）なテレワーク環境を整えた。結果としてセキュリティ関連の事故は発生しなかった。

（3）バックアップ拠点の確保・維持

大阪バックアップ拠点において、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気通信

設備の環境整備・職員訓練（以上、本機関職員が対象）及び関西電力送配電職員の広域機関システム研修の実施を見送らざるを得なかった。

上記の状況を踏まえ、広域機関システムの稼働確認を実施するとともに、広域機関システムに係る委託業務マニュアルの改訂等に合わせた関西電力送配電職員へのウェブ説明会を実施することを通じて、非常時の対応レベルの維持を図った。

（４）職員の確保・育成

プロパー採用、出向受入及び派遣職員受入により業務遂行に必要な要員を確保した。プロパーについては、新卒採用（予定）者３名のほか、「電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ」の取りまとめを踏まえ、専門性をもったプロパー職員の採用を進め、２０２０年度３名の中途採用及び今後に向けた採用活動を実施した。（２０２０年度末、大手電力出向者比率５７％、プロパー２８名、新電力出向者４０名、大手電力出向者１００名、その他６名）

育成関係については、若手職員を対象とした機関外（関係省庁・電気事業者へ各１名）への出向・派遣を実施するとともに、新卒者には各部毎の業務に関する基礎的な研修及び送配電等業務に係る専門技術研修を実施した。

（５）内部監査によるモニタリング

関係する法令・諸規程等の規定に則り、本機関の事務局業務の適正性・中立性・公平性を検証する業務監査、会計処理・財務報告の適正性を検証する会計監査、及び文書管理・情報管理の適正性について、内部監査を実施し、理事会において報告した。そのうち、情報セキュリティについては、第三者による専門性・客観性を要することから外部委託を活用して監査を実施した。

（６）その他

① 新業務への対応

２０２０年６月に成立した「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」によって、本機関に①広域系統整備計画を策定し、国に届け出るとともに、計画に位置づけられた地域間連系線等の整備に要する費用の一部を再エネ特措法等に基づき交付する業務、②ＦＩＴ交付金の交付等の業務、③太陽光パネル等の廃棄費用の積立てに関する業務等が追加されることとなった

本追加業務の発生に伴い、２０２０年度より制度や人材・場所の確保に関する検討を開始した。

特に、ＦＩＴ制度・ＦＩＰ制度に関しては、多額の資金管理を行うこととなるため、会計スキルの高い人材を採用する等経理業務の体制を強化する必要があること、また２０２２年度より円滑にシステム移行が行われる必要があることを踏まえ準備を開始した。

② 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループへの対応

２０１５年の発足から５年が経過する中、今後、本機関の役割と機能が大きく強化されることを踏まえ、これまでの本機関の活動について、中立性や公平性の観点を含めて

第三者による検証を行うため、２０２０年７月１３日、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会の下に、「電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ」が設置された。

２０２０年１１月２５日の同ワーキンググループ取りまとめでは、①ガバナンスの強化、②中立性・公平性の向上、③情報収集・発信機能の強化、の３つの視点から、今後、本機関がその役割・機能を効率的・効果的に果たすために必要となる取組の方向性について提言がされた。

これを受け、２０２１年度事業計画において、新業務における資金管理業務に伴う監査機能の強化、職員の確保・育成、システム開発及び維持管理の効率化、調査及び研究、広報等について、具体的な対応策を示した。

Ⅲ．総会、理事会、評議員会の開催状況

２０２０年度の総会、理事会、評議員会の開催状況は、以下のとおりである。

１．総会の開催状況

計３回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

２．理事会の開催状況

計５３回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

３．評議員会の開催状況

計５回開催し、会員の独立した客観的な視点から本機関の重要事項を審議し、都度、議案及び議事録を公表した。

2020年度 収入支出決算書(収入の部)

(単位:千円)

科 目	収入予算額 A	収入決定済額 B	収入予算額と 収入決定済額との差額 B-A	備考
会費収入	10,595,429	10,597,289	1,860	会員数の増による
会 費	15,000	16,860	1,860	
特別会費	10,580,429	10,580,429	—	
退職給付引当金戻入	—	171	171	
その他収入	—	2	2	
前年度よりの繰越金	1,674,318	2,305,964	631,646	剰余見込想定差による
合 計	12,269,747	12,903,427	633,680	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

2020年度 収入支出決算書(支出の部)

(単位:千円)

科 目	支出予算額 A		予備費 使用額 C	流用増減額 D	支出予算 現額 E=A+C+D	支出 決定済額 F	翌事業年度 への繰越額 G=E-F	不用額 E-F-G	備考
		前事業年度 からの 繰越額 (再掲) B							
人件費	1,940,372	237,705	—	—	1,940,372	1,699,394	240,977	—	
役職員給与	1,616,612	197,048	—	—	1,616,612	1,432,744	183,867	—	
其他人件費	323,760	40,657	—	—	323,760	266,649	57,110	—	
租税公課	7,032	2,857	—	—	7,032	3,185	3,846	—	
固定資産関係費	6,568,780	841,082	—	—	6,568,780	4,864,398	1,704,381	—	
有形固定資産取得費	286,189	63,922	—	4,000	290,189	289,580	608	—	
無形固定資産取得費	6,262,081	771,434	—	△ 4,000	6,258,081	4,569,619	1,688,461	—	
修繕費用	20,510	5,725	—	—	20,510	5,197	15,312	—	
運営費	3,065,894	531,153	—	—	3,065,894	2,594,769	471,124	—	
支払利息	103,395	21,612	—	—	103,395	36,226	67,168	—	
予備費	584,274	293,956	—	—	584,274	—	584,274	—	
合 計	12,269,747	1,928,366	—	—	12,269,747	9,197,974	3,071,772	—	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

債務に関する計算書

(単位:百万円)

事項	前事業年度 末の債務額 A	本事業年度の 債務負担額 B	計 C=A+B	本事業年度の 債務消滅額 D	本事業年度 末の債務額 C-D	債務負担年限
賃貸借経費	1,350	—	1,350	245	1,104	2025年度まで
業務運営用機器等 リース経費	20	—	20	20	—	2020年度まで
システム開発等に 係る経費	8,711	1,501	10,212	2,644	7,568	2025年度まで
合計	10,081	1,501	11,583	2,909	8,673	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 金額については税込である。

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

2020年度電力広域的運営推進機関予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する2020年事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務を負担した金額は、次のとおりである。

(単位:百万円)

事項	債務負担限度額	債務負担額
システム開発等に係る経費	6,000	1,501

※金額については税込である。

2. 総則第3条に規定する役職員給与、退職給与引当金繰入および交際費について、相互流用はなかった。
3. 総則第4条に規定する収入支出予算の弾力条項については、一般会費が予算額に比して増加したが、総会運営等の必要経費に充当した。
4. 総則第5条に規定する役職員の定数及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準を超えた増加又は支給はなかった。

貸 借 対 照 表

2021年 3月31日 現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,703,807	流動負債	4,227,839
現金及び預金	3,710,513	未払金	12,097
未収金	110	未払費用	1,376,668
前払費用	21,560	短期リース債務	2,834,012
その他流動資産	971,623	預り金	5,061
固定資産	11,584,557		
有形固定資産	722,898	固定負債	4,533,369
建物	3,804	退職給付引当金	42,945
建物付属	53,589	リース債務	4,490,424
器具諸備品	177,554		
リース資産	487,772	負債合計	8,761,209
一括償却資産	178		
無形固定資産	10,707,099	(純資産の部)	
ソフトウェア	3,829,261	利益剰余金	7,527,155
リース資産	6,877,837		
		純資産合計	7,527,155
投資その他の資産	154,558		
退職給付引当資産	42,945		
長期投資	111,613		
資 産 合 計	16,288,365	負債・純資産合計	16,288,365

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <ー>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

損 益 計 算 書

自 2020年4月 1日
至 2021年3月31日

(単位:千円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	8,333,976	経常収益	10,597,463
人件費	1,739,957	会費収入	10,597,289
運営費	2,669,235	一般会費	16,860
租税公課	3,155	特別会費	10,580,429
支払利息	36,226	退職給付引当金戻入	171
修繕費	4,863	その他収入	2
減価償却費	3,880,538		
当期純利益	2,263,486		
合 計	10,597,463	合 計	10,597,463

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <ー>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 当期純利益については翌事業年度に繰り越し、剰余金の処分は行わない。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

(1) リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

1, 217, 450千円

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額(役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額)を計上している。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 運営費

本機関の運営に必要な費用であり、その内訳は以下のとおりである。

単位: 千円

賃借料	347,932
委託費	2,208,254
通信運搬費	35,537
消耗品費	28,332
旅費	1,271
研修費	14,823
雑費	33,083
運営費計	2,669,235

(3) 重要な契約

システム開発等に係る経費として、当該開発の完了に伴い、翌事業年度以降約20億円のリース契約を締結する見込みである。

賃貸借経費として、翌事業年度以降約70億円の賃貸借契約を締結する見込みである。

財 産 目 録

2021年 3月31日 現在

(単位:千円)

貸借対照表科目	摘 要	金 額
(流動資産)		
現金及び預金	普通預金	3,710,513
未収金	会費請求分	110
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	21,560
その他流動資産	広域機関システム(要件定義・基本設計) 他	971,623
流動資産合計		4,703,807
(固定資産)		
有形固定資産		
建物	事務所内設備 他	3,804
建物付属	電気・空調設備 他	53,589
器具諸備品	広域機関システム用機器、スイッチング支援システム用機器 他	177,554
リース資産	広域機関システム用機器	487,772
一括償却資産	什器用具	178
無形固定資産		
ソフトウェア	広域機関システム、OAシステム、スイッチング支援システム 他	3,829,261
リース資産	広域機関システム、容量市場システムソフトウェア	6,877,837
投資その他の資産		
退職給付引当資産	役職員に対する退職金支払いに備えた預金	42,945
長期投資	事務所敷金 他	111,613
固定資産合計		11,584,557
資 産 合 計		16,288,365
(流動負債)		
未払金	役職員退職金 他	12,097
未払費用	役職員給与	548,164
	その他人件費	110,992
	租税公課	-
	修繕費	-
	賃借料	9,108
	委託費	706,110
	通信運搬費	21
	消耗品費	1,631
	旅費	26
	研修費	19
	雑費	593
預り金	源泉所得税	5,061
短期リース債務	広域機関システム、容量市場システム	2,834,012
流動負債合計		4,227,839
(固定負債)		
退職給付引当金	役職員に対する退職金支払いに備えたもの	42,945
リース債務	広域機関システム、容量市場システム	4,490,424
固定負債合計		4,533,369
負 債 合 計		8,761,209
純 資 産		7,527,155

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

送配電等業務指針一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更

【該当条文：第88条、第89条、第93条、第94条、第99条、
第111条、第112条、第120条の4、第122条の3、
第122条の4、第122条の9、第122条の10、
第123条の2（変更）】

- ・一般送配電事業者は、広域機関からの容量確保に関する通知等に基づき、送電系統の暫定的な容量確保及び接続検討を実施する等規定
- ・一般送配電事業者は、送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合、電源接続案件一括検討プロセスを開始する旨規定

2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更

【該当条文：別表8－1～別表8－4（変更）

附則（令和 年 月 日）第1条第2項（新設）】

- ・電気事業者等に提出を求めている週間計画について、その提出内容を広域機関が指定する2点の時刻の需要電力等に変更する旨規定
- ・一般送配電事業者に提出を求めている当日計画について、その提出期限を30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前に変更する旨規定

3. 需給調整市場拡大に関する規定の変更

【該当条文：別表8－1～別表8－3（変更）

附則（令和 年 月 日）第1条第2項（新設）】

- ・電気事業者等に提出を求めている週間計画について、その提出期限を毎週水曜日の午前10時に変更する旨規定

以上

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成27年4月28日施行 令和3年4月16日変更	平成27年4月28日施行 令和 年 月 日変更
送配電等業務指針	送配電等業務指針
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点の下線)		変 更 後 (変更点の下線)
(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更		(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 <u>令和3年4月16日変更</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
（発電設備等に関する契約申込みの受付） 第 8 8 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>申込書類に必要事項が記載されていること及び第 8 8 条の 2 に定める保証金が入金されていること</u>（ただし、申込書類に<u>必要事項が記載されていない場合は除く。</u>）を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。（新設） （新設）		（発電設備等に関する契約申込みの受付） 第 8 8 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</u> 二 系統連系希望者（選定事業者（再エネ海域利用法第 1 3 条第 2 項第 1 0 号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合 <u>申込書類に必要事項が記載されていること及び第 8 8 条の 2 に定める保証金が入金されていること</u>（保証金を要しない場合を除く。）。 三 <u>選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合</u> <u>申込書類に必要事項が記載されていること、第 8 8 条の 2 に定める保証金が入金されていること</u>（保証金を要しない場合を除く。）及び第 1 1 1 条第 3 項の規定により接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。 2 ～ 4 （略）	
		（接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い） 第 8 9 条 （略） 一～五 （略） 六 <u>接続検討の回答日から 1 年を経過した場合</u> 七 （略） 2 ・ 3 （略）	
		（暫定的な容量確保の特例） 第 9 3 条 （略） 一 本機関から業務規程第 6 4 条の通知を受けた場合 当該通知の内容 二 （略）	
		（送電系統の容量確保の取消し） 第 9 4 条 （略） 一～四 （略） （新設） 五 （略）	
		（発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い） 第 9 9 条 （略） 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。 3 ・ 4 （略）	
		（本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等）	

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
第 1 1 1 条（略） 2（略） （新設）		第 1 1 1 条（略） 2（略） 3 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第 7 1 条第 2 項第 2 号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、選定事業者に対し、第 8 3 条第 1 項に規定する検討料を不要とする場合を除き、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。
		（本機関が受け付けた接続検討） 第 1 1 2 条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第 7 1 条第 2 項、第 8 1 条第 2 項及び第 8 2 条第 2 項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の 7 営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。
2・3（略）		2・3（略） （電源接続案件一括検討プロセスの開始） 第 1 2 0 条の 4（略） 一～五（略） （新設） 六 一般送配電事業者が、業務規程第 6 8 条の 2 第 1 項の要請による同条第 3 項の通知により送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合 2・3（略）
		（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討） 第 1 2 2 条の 3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容並びに業務規程第 6 8 条第 1 項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実施する。 2（略）
		（電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答） 第 1 2 2 条の 4（略） （削る）
		（電源接続案件一括検討プロセスの保証金） 第 1 2 2 条の 9 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第 8 2 条の 2 に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を送付する。 二 第 1 2 2 条の 4 の規定により系統連系希望者（選定事業者を除く。）に対して回答をする場合 二 選定事業者が選定された場合
		2 次の各号に掲げる者は、前項の書類を受領した後に当該各号に定める申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。 二 系統連系希望者（選定事業者を除く。） 第 1 2 2 条の 7 の規定による再接続検討の申込みを行う場合 二 選定事業者 第 1 2 3 条の規定による契約申込みを行う場合 3・4（略）
		（電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討）

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
第 1 2 2 条の 1 0 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。 2 （略） 3 再接続検討における系統連系希望者の工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがって算出する。	第 1 2 2 条の 1 0 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を並びに業務規程第 6 8 条第 1 項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。 2 （略） 3 再接続検討における工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがって算出する。	第 1 2 2 条の 1 0 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を並びに業務規程第 6 8 条第 1 項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。 2 （略） 3 再接続検討における工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがって算出する。	
		(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付) 第 1 2 3 条の 2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。 二 系統連系希望者（選定事業者を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要な事項が記載されていること及び第 1 2 3 条の 9 の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第 8 8 条の 2 に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていること。 二 選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要な事項が記載されていること、第 1 2 2 条の 9 に定める保証金が入金されていること（保証金が必要な場合を除く。）及び第 1 1 1 条第 3 項の規定により接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。 2 ～ 4 （略）	
		(本機関の系統アクセス業務等への協力) 第 1 3 6 条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第 1 0 3 条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。 2 （略）	

別表 8－1 需要調達計画等の提出					
提出する計画	年間計画 (第 1 ～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※ 1)
提出期限	毎年 1 0 月末日	毎月 1 日	毎週火曜日	毎日 午前 1 2 時 (※ 2)	3 0 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前
提出内容	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	日別の需要電力の最大値と予想時刻及び最小値と予想時刻	3 0 分ごとの需要電力	3 0 分ごとの需要電力

変 更 前 (変更点の下線)						変 更 後 (変更点の下線)						
提出期限	毎年 1 0 月 末 日	毎月 1 日	毎週火曜日	毎日 午前 1 2 時 (※ 2)	原則、3 0 分ごとの実需給の開 始時刻の 1 時間 前	提出内容	提出期限	毎年 1 0 月 末 日	毎月 1 日	毎週水曜日 午前 1 0 時	毎日 午前 1 2 時 (※ 2)	原則、3 0 分ごとの実需給の開 始時刻の 1 時間 前
	需要抑制計画	各週平休日別の 需要抑制計画の 最大値及び最小 値発生時の需要 抑制電力	日別の需要抑制 計画の最大値及 び最小値発生時 の需要抑制電力 と予想時刻	3 0 分ごとの需 要抑制電力量	3 0 分ごとの需 要抑制電力量			各月平休日別の 需要抑制計画の 最大値及び最小 値発生時の需要 抑制電力	各週平休日別の 需要抑制計画の 最大値及び最小 値発生時の需要 抑制電力	本機関が指定す る 2 点の時刻の 日別の需要抑制 電力	3 0 分ごとの需 要抑制電力量	
	販売計画	各月平休日別の 販売電力の最大 値及び最小値	日別の販売電力 の最大値及び最 小値と予想時刻	3 0 分ごとの販 売分の計画値	3 0 分ごとの販 売分の計画値			各月平休日別の 販売電力の最大 値及び最小値	各週平休日別の 販売電力の最大 値及び最小値	本機関が指定す る 2 点の時刻の 日別の販売電力	3 0 分ごとの販 売分の計画値	
	調達計画	各月平休日別の 販売計画の最大 値及び最小値発 生時の調達分の 計画値	日別の販売計画 の最大値及び最 小値発生時の調 達分の計画値と 予想時刻	3 0 分ごとの調 達分の計画値	3 0 分ごとの調 達分の計画値			各月平休日別の 販売計画の最大 値及び最小値発 生時の調達分の 計画値	各週平休日別の 販売計画の最大 値及び最小値発 生時の調達分の 計画値	本機関が指定す る 2 点の時刻の 日別の調達分の 計画値	3 0 分ごとの調 達分の計画値	
	ベースライン	—	—	—	3 0 分ごとの計 画値			3 0 分ごとの計 画値	—	—	—	3 0 分ごとの計 画値
(※ 1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※ 2) 提出日が休業日の場合も含む。							(※ 1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。 (※ 2) 提出日が休業日の場合も含む。					

別表 8－4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出													
提出する 計画	年間計画 (第 1 ～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画								
	毎年 3 月 2 5 日	毎月 2 5 日	毎週木曜日	毎日 1 7 時 3 0 分 (※)	3 0 分ごとの実 需給の開始時刻 の 1 時間前								
提出期限	毎年 3 月 2 5 日	毎月 2 5 日	毎週木曜日	毎日 1 7 時 3 0 分 (※)	3 0 分ごとの実 需給の開始時刻 の 1 時間前								
	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値	日別の最大値と予想 時刻及び最小値 と予想時刻	翌日の 3 0 分毎 の需要電力量	当日の 3 0 分毎 の需要電力量								
提出内容	供給区域 供給電力	需要電力に 対する供給電力	需要電力に 対する供給電力	需要電力に 対する供給電力	需要電力に 対する供給電力								
	供給区域 供給電力	需要電力に 対する供給電力	需要電力に 対する供給電力	需要電力に 対する供給電力	需要電力に 対する供給電力								

変 更 前（変更点到下線）					変 更 後（変更点到下線）				
	供給 区域 予備力	需要電力に対す る予備力	需要電力に対す る予備力	需要電力に対す る予備力	需要電力に対す る予備力	需要電力に対す る予備力	需要電力に対す る予備力	需要電力に対す る予備力	需要電力に対す る予備力
	供給 区域 調整力	—	需要電力に対す る調整力必要量 （上げ）、調整力 確保量（上げ）及 び調整力確保量 （下げ）	需要電力に対す る調整力必要量 （上げ）、調整力 確保量（上げ）及 び調整力確保量 （下げ）	需要電力に対す る調整力必要量 （上げ）、調整力 確保量（上げ）及 び調整力確保量 （下げ）	需要電力に対す る調整力必要量 （上げ）、調整力 確保量（上げ）及 び調整力確保量 （下げ）	需要電力に対す る調整力必要量 （上げ）、調整力 確保量（上げ）及 び調整力確保量 （下げ）	需要電力に対す る調整力必要量 （上げ）、調整力 確保量（上げ）及 び調整力確保量 （下げ）	需要電力に対す る調整力必要量 （上げ）、調整力 確保量（上げ）及 び調整力確保量 （下げ）
（※）提出日が休業日の場合も含む。					（※）提出日が休業日の場合も含む。				
（新設）					附則（令和 年 月 日） （施行期日） 第1条 本指針は、令和3年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行す る。 2 前項の規定にかかわらず、別表8－1、別表8－2、別表8－3及び別表8－4は、令和4年4月 1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。				

電気事業法第28条の50第2項の規定による 監事の意見書

1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の2020年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）について、理事会その他の会議に出席し、会計書類及び重要な決裁文書を閲覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

2. 意 見

2020年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等の規定に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2021年5月13日

電力広域的運営推進機関

監事 高 木 佳 子 ⑩

監事 千 葉 彰 ⑩

監 査 報 告 書

電気事業法（以下、「法」という。）第28条の20第3項及び第28条の50第2項の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の2020年度に係る監査を実施した結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査計画・監査方針を定めた上で、理事長、理事、監査室その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、会計監査の分野及び業務監査の分野を中心に調査を行い、その結果を監事間で協議しました。

具体的には、3回の総会、52回の理事会その他の会議に出席し、議案、重要な決裁文書、経済産業大臣に提出する文書、会計帳簿、会計書類等を閲覧及び調査し、本機関の理事等から、職務の執行状況等について報告を受け、随時説明を求めました。また、監査室と適時に情報連絡会を実施し、内部監査結果について、緊密な連携を図りました。

以上の方法により、法令及び諸規程等の規定に従い、適正かつ効率的な業務の運営が行われているか等の観点から監査を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 本機関の業務運営は、法令及び諸規程等の規定に従って適正に実施され、理事会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (3) 2020年度の「財務諸表等」（財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書）は、法第28条の50第2項の規定に基づく監事の意見書のとおり本機関の財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2021年5月13日

電力広域的運営推進機関

監事 高 木 佳 子 ⑩

監事 千 葉 彰 ⑩

